

5月も半ばとなり、木々の緑が鮮やかなすがすがしい季節となってきました。3年生の現場実習も始まり、実習に出る生徒が増えてきています。コロナ禍で迎える3度目の現場実習となります。ゴールデンウィークが終わり、感染者の動向が気になるところですが、実習先では、感染対策をとりながら実習を受け入れてくださっています。今後1、2年生の進路行事も予定されています。日頃から体調管理に気をつけ、自分達ができる感染対策（手洗い、マスク）をしっかりと行い、今後の実習や進路行事に備えていきましょう。



さて、「福祉事業所の事業形態」のご紹介も3回目になりました。今回は『就労移行支援』です。

福祉施設の事業形態の紹介③

厚生労働省のHPを参考にしています。

【就労移行支援】

対象者	就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。 (1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者 (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者
サービス内容	一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施。

本校の学区域（練馬区、中野区、杉並区、新宿区）にも、就労移行支援の福祉施設はあります。就労移行支援は利用期間が決まっており、基本的には2年間です。2年間の間に企業就労に向けて、ビジネスマナーやパソコン入力、軽作業等を取り組んでいきます。通所は基本的に自主通所となります。

..... きりとり

進路に関する質問用紙 ★質問事項をご記入の上、担任までご提出ください。締切はございません。

____年 ____組 氏名 _____

令和 ____年 ____月 ____日 提出